

建設アスベスト訴訟署名 宣伝スポット

ご通行中のみなさん、私たちは建設労働者でつくる組合、京建労の青年部です。今日はアスベスト被害の根絶を訴える宣伝をさせて頂いております。アスベストは建設労働者だけでなく、今も残るアスベスト建材の除去作業など、すべてのみなさんの健康被害が懸念される大問題です。どうか、いま配布中のビラを手にとってご覧ください。また、アスベスト被害根絶のために署名行動も行っております。ぜひ、ご協力ください。

アスベストは、安価であるにもかかわらず、不燃・耐熱・耐薬品・耐摩耗・絶縁性など、あらゆる工業製品や建築材料の素材として、すぐれた性質を持ち「奇跡の鉱物」などと、もてはやされました。しかし、その有用性とは裏腹に、「キラダスト」、「静かな時限爆弾」などと呼ばれるように、「悪性中皮腫」「肺ガン」「アスベスト肺」などといった極めて重い病気の発症原因となること、人体への有害性が極めて高いことが広く明らかになる中で、1970年代以降、国際的には使用規制や禁止の流れが急速に強まりました。

一方、日本政府は、石綿の有用性と関連企業の利益を優先し、「十分な管理の下で使用すれば問題はない」との方針のもと使用を続け、原則全面禁止の措置をとったのは、2006年と欧米諸国から大きく遅れをとりました。戦後、輸入された1千万tもの石綿は、その7～9割が建材として使用され、私たち建設労働者は、建築基準法等で耐火基準を満たすべく石綿含有建材の使用を強いられてきました。その結果、私たちは現在と将来に渡る石綿疾患の発症に恐れおののかなければならなくなったわけです。

「隙間のない救済」をかかげ2006年3月に施行、2008年6月に一部改正された「石綿救済法」ですが、救済額が極めて低い、対象が肺がん・中皮腫のみで、労災認定疾病である石綿肺などは対象外など、依然として「隙間だらけ」で救済されない被害者が続出しています。また、同法の財源となる「拠出金」は、建築現場でアスベスト建材を扱ってきた、被害者でもある中小零細企業も含め、全ての企業から徴収されています。隙間だらけの内容とあわせ、石綿被害者である私たち零細建設業者からも拠出金を徴収すること自体、そもそも、この救済法が、国の不作為の責任を認めたものではないことは明白です。

国は、石綿の危険性を「知っていた」。被害をくいとめるための規制は「できた」。でも、何も「やらなかった」～国の責任は明確です。このことを国や製造企業に認めさせることなしに、被害者に対する全面救済をかちとることはできません。

国は「謝れ!」「償え!」

～被害者に対する全面救済とアスベスト被害の根絶のために、建設労働者が立ち上がりました。石綿被害を受けた東京・千葉・埼玉・神奈川の各建設労組に所属する建設労働者とその遺族ら212人が、石綿被害を招いた国と、建材製造企業46社を相手取り、2008年5月に東京、同年6月に横浜の各地方裁判所に提訴したのです。裁判における被害者・家族の意見陳述では、原告には時間がないという叫び、病気の苦しさ、介護のつらさ、なぜ危険物質であることを判っていながら規制してこなかったのか...切々とした訴えが聞く者の涙を誘いました。

市民のみなさん、アスベスト被害は、建設労働者の職業病であるとともに、市民の健康を奪う「公害」です。尼崎の「クボタ」周辺住民の例がそうであるように、一般市民が被害者にもなるのです。これまで、全国各地、無数の建築現場で、粉じん対策も不十分なまま、大量のアスベスト建材が使用されてきました。その周辺にいた一般市民に、数十年の長い潜伏期間を経て、今後、アスベスト疾患が大量に発症することだってありうるわけです。

さらに、1950年代～2000年代前半までに建築された、アスベスト建材を使用した大量の建築物がこれから、改修・解体時期を順次迎えていきます。その作業の際、粉じんの飛散防止対策を怠ったり、不十分さがあれば、近隣住民や居住者、施設利用者など、一般市民にも影響が及びます。すなわち、今後も、ばく露の可能性はある・・・ある学者は「アスベスト問題はまさに人類史上最悪の災害・公害となる可能性がある」とも言っているように、国民全体として考えていくべき問題なのです。

この、私たち建設労働者のたたかいが、市民のみなさんの大きな世論に支えられて、必ずや勝利できるよう、みなさんにご理解・ご協力を求めるものです。ただ今この場所をお願いをしている署名にぜひご協力をお願いします。